

審査基準

令和8年4月1日作成

法令名：道路交通法
根拠条項：第49条の7第2項
処分の概要：駐車許可
原権者（委任先）：警察署長
法令の定め： 道路交通法施行細則第7条第2項（警察署長の駐車許可）
審査基準： 別紙のとおり
標準処理期間： 3日（行政庁の休日は含まない。）
申請先： 申請書は、当該申請に係る場所を管轄する警察署交通課（係）に提出してください。
問合せ先： 当該申請に係る場所を管轄する警察署の交通課
備考：

別紙

警察署長は、駐車許可の申請の内容が、次の1から4のいずれにも該当するときは、許可をするものとする。

1 申請日時

次のいずれにも該当する日時であること。

- (1) 駐車（許可に条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車。2(2)において同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。
- (2) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

2 申請場所

次のいずれにも該当する場所であること。

- (1) 駐車禁止の規制のみが実施されている場所（無余地となる場所及び放置駐車となる場合にあっては法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。）であること。
- (2) 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

3 駐車に係る用務

次のいずれにも該当する用務であること。

- (1) 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
- (2) 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
- (3) 道路交通法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

4 駐車可能な場所

次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。

- (1) 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近
- (2) その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内